相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区万場三丁目四一三番地、最後の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字柳原二四八六番地

被相続人　亡　飼沼　憲季

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

愛知県名古屋市中区丸の内二―一七―一二丸の内エステートビル二〇三号

相続財産管理人　弁護士　木村　良夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区錦町一〇〇五番地、最後の住所名古屋市港区錦町一〇番四号

被相続人　亡　服部　武二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

名古屋市中区錦三丁目二番四号　相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡相良村大字川辺一六三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　立石モミノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

熊本県人吉市宝来町一五番地五

相続財産管理人　宮本　稔也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市西町九九二番地一、最後の住所大分県大分市緑が丘四丁目二五番四号

被相続人　亡　岡村　陽介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

大分市大手町三丁目二番二号大手町法曹ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　中山　敬三

公示送達

西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業に係わる左記の者に対する都市再開発法第八十六条の規定による権利変換の処分の通知は、送付を受けるべき者の書類を送付すべき場所を確知することができないため、都市再開発法第百三十五条の規定により書類の送付に代えて当該通知の内容をつぎのように公告します。

記

書類の送付を受けるべき者

住所　東京都文京区千駄木一丁目一一番一七号

氏名　関口　正行

住所　東京都中央区月島四丁目八番一〇―七二〇号

氏名　武田　轟

住所　東京都台東区三ノ輪二丁目一五番九号

氏名　坂本　栄吉

通知の内容

一、事業の名称

西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業

二、施行者の名称

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

三、事務所の所在地

東京都新宿区西新宿五丁目一三番一一号

四、施行地区に含まれる地域の名称

東京都新宿区西新宿五丁目

四五番三、四八六番一、四八六番一一、四八六番一二、四八八番一、四八八番二、四八八番三、四九〇番一、四九一番一、四九一番二、四九一番三、四九一番四、四九二番一、四九二番二、四九二番三、四九三番、四九四番一、四九四番二、五〇八番、五〇九番一、五〇九番四、五一〇番一、五一一番、五五七番六、五五七番七、五五七番八、五五七番九、五五七番一〇、五五七番一一、五五七番一二、五五九番一、五五九番三、五五九番六、五五九番七、五五九番八、五五九番九、五五九番一〇、五五九番一一、五五九番一二、五五九番一三、五五九番一四、五五九番一五、五五九番一六、五五九番一七、五五九番一八、五五九番一九、五五九番二〇、五六〇番一、五六〇番二、五六一番、五六四番、五七四番一、五七四番二、五七四番三、五七四番四、五七四番五、五七四番六、五七四番七、五七四番八、五七四番九、五七五番一、五七五番三、五七五番四、五七五番六、五七五番七、五七五番八、五七五番九、五七五番一〇、五七五番一一、五七五番一二、五七五番一三、五七五番一四、五七五番一五、五七五番一六、五七五番一七、五七五番一八、五七五番一九、五七五番二〇、五七五番二一、五七五番二二、五七五番二三、五七五番二四、五七五番二五、五七五番二六、五七五番二七、五八〇番二、五八一番八、五八一番九、六〇三番二一の一部、六四九番四、六五〇番二、六五一番の一部、六五二番、六五三番

東京都新宿区西新宿六丁目

五五九番二の一部、七三六番の一部、七三七番の一部、七三八番の一部

五、権利変換期日

平成二十五年四月三十日

六、権利変換計画の認可を受けた年月日

平成二十五年三月二十一日

七、権利変換の内容

権利変換期日後の権利の状況

専有部分　棟　A一、階　一五、番号　A一―一五一六、床面積　四七・四八㎡、用途　居宅

共用部分の共有持分　全体共用　〇・〇〇〇七一三、住宅共用　〇・〇〇〇七二三〇千円

施設建築敷地の共有持分　〇・〇〇〇六四二

建築施設の部分の価額の概算額　二七、六三〇千円

建築施設の部分に関する権利の上に有することとなる担保権等の登記に係る権利

根抵当権　関口　正行、抵当権　武田　轟、賃借権設定仮登記　坂本　栄吉

なお、権利変換計画書、配置設計図は西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合事務所で閲覧できます。

八、教示

この処分に不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。

平成二十五年四月十二日

東京都新宿区西新宿五丁目一三番二一号

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

理事長　若村　雅司

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年 4 月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①マーチャントリアルエステート株式会社　②東京都知事(1)88998号　③代表取締役　天農秀樹　④東京都港区六本木六丁目10番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木六丁目10番１号　マーチャントリアルエステート株式会社　代表取締役　天農秀樹

①有限会社グローバルビジネスコンサルタンツ　②東京都知事(1)89218　③代表取締役　石川通敬　④東京都品川区上大崎４―５―18　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区上大崎４―５―18　有限会社グローバルビジネスコンサルタンツ　代表取締役　石川通敬